

2025 年 9 月 1 日

東京都品川区西五反田八丁目 4 番 1 3 号

BEENOS 株式会社

代表取締役 執行役員社長 直井 聖太

株式の併合に関する事後開示書面の訂正について

本日付「株式の併合に関する事後開示書面」（会社法第 182 条の 6 第 1 項及び会社法施行規則第 33 条の 10 に定める書面）について、当該内容の一部に訂正すべき事項がございましたので、事項以下に当該書類の全部を掲載いたします。なお、訂正箇所は下線で表示しております。

株式の併合に関する事後開示書面

(会社法第 182 条の 6 第 1 項及び会社法施行規則第 33 条の 10 に定める書面)

2025 年 9 月 1 日
BEENOS 株式会社

2025 年 9 月 1 日

東京都品川区西五反田八丁目 4 番 1 3 号

BEENOS 株式会社

代表取締役 執行役員社長 直井 聖太

株式の併合に関する事後開示書面

(会社法第 182 条の 6 第 1 項及び会社法施行規則第 33 条の 10 に定める書面)

当社は、2025 年 7 月 28 日開催の当社臨時株主総会における決議に基づき、2025 年 9 月 1 日を効力発生日として、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）の併合（以下「本株式併合」といいます。）を実施いたしました。

本株式併合に関し、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じとします。）第 182 条の 6 第 1 項及び会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号。その後の改正を含みます。）第 33 条の 10 に掲げる事項は以下のとおりです。

1. 株式の併合がその効力を生じた日（効力発生日）
2025 年 9 月 1 日
2. 会社法第 182 条の 3 の規定による請求に係る手続の経過
当社の株主から当社に対し、効力発生日までに、会社法第 182 条の 3 の規定による請求は行われませんでした。
3. 会社法第 182 条の 4 の規定による手続の経過
当社は、2025 年 7 月 29 日付で、本株式併合に関する会社法第 180 条第 2 項各号に掲げる事項を電子公告の方法により公告しましたが、効力発生日の前日までに、2 名の株主から、当社株式 400 株について会社法第 182 条の 4 第 1 項の規定による株式買取請求を行う旨の書面を受領しました。
4. 株式併合が効力を生じた時における発行済株式の総数
4 株
5. その他の本株式併合に関する重要な事項
 - (1) 当社株式は、2025 年 8 月 28 日付で、株式会社東京証券取引所プライム市場において上場廃止となりました。
 - (2) 本株式併合により、LINE ヤフー株式会社以外の株主の皆様が所有していた当社株式の数は、1 株に満たない端数となっております。

以 上